

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第1号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和42年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の任期）</p> <p>第3条 常任委員の任期は<u>原則2年</u>とし、選任の日から起算する。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議会運営委員会の設置及び議会運営委員の任期）</p> <p>第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の委員の任期は、<u>1年とし、選任の日から起算する。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u></p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、<u>1年</u></p>	<p>（常任委員の任期）</p> <p>第3条 常任委員の任期は<u>1年</u>とし、選任の日から起算する。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議会運営委員会の設置及び議会運営委員の任期）</p> <p>第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の委員の任期は、<u>前条の規定を準用する。</u></p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、<u>委員</u></p>

とし、選任の日から起算する。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

4 前項の規定にかかわらず、特別委員会の委員長及び副委員長については、特別委員の任期による。

5 四日市市議会会議規則（昭和42年四日市市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第97条に規定する分科会及び小委員会に会長及び副会長1人を置く。

6 前項に規定する分科会及び小委員会の会長及び副会長は、委員長が会議に諮って指名する。

の任期による。

4 四日市市議会会議規則（昭和42年四日市市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第97条に規定する分科会及び小委員会に会長及び副会長1人を置く。

5 前項に規定する分科会及び小委員会の会長及び副会長は、委員長が会議に諮って指名する。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

（議会事務局議事課）